

諮 問 事 項 説 明 資 料

『宮城県仙台市青葉区に所在する普通財産を、社会福祉法人に対し、特別養護老人ホーム用地として減額売払等することについて』

1. 対象財産

(1) 所在地 宮城県仙台市青葉区錦町一丁目181番

(2) 区分・数量 土地(宅地) 4,298.57㎡

(3) 財産の沿革 本件財産は、KKRホテル仙台敷地として国家公務員共済組合連合会に対し無償貸付していたものであるが、平成29年10月31日付をもって貸付を終了し、東北財務局に返還されたものである。

(4) 位置・環境 本件財産は、JR仙台駅の北西約1.1kmに位置し、周辺は、集合住宅や戸建住宅及び事務所などが混在する地域となっている。

2. 相手方 社会福祉法人 湖星会

3. 利用計画 特別養護老人ホーム用地

4. 処理方針 減額売払及び時価売払

5. 適用法令 国有財産法第20条
国有財産特別措置法第3条第1項第4号
会計法第29条の3第5項
予算決算及び会計令第99条第21号